

第2期さくら市  
国土強靱化地域計画

令和8年3月

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| <b>第1章 計画の概要</b> .....             | 1  |
| 1-1 策定の背景と目的.....                  | 1  |
| 1-2 計画の位置づけ.....                   | 2  |
| 1-3 計画の構成.....                     | 3  |
| 1-4 計画期間.....                      | 3  |
| 1-5 計画策定の進め方.....                  | 4  |
| <b>第2章 本計画の基本的考え方</b> .....        | 5  |
| 2-1 基本目標.....                      | 5  |
| 2-2 事前に備えるべき目標.....                | 5  |
| 2-3 想定する自然災害.....                  | 5  |
| 2-4 リスクマネジメントによるアプローチ.....         | 6  |
| 2-5 総合計画との連携を踏まえた記載方法.....         | 6  |
| <b>第3章 脆弱性評価と推進方針</b> .....        | 7  |
| 3-1 脆弱性評価と推進方針検討のプロセス.....         | 7  |
| 3-2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の一覧..... | 8  |
| 3-3 リスクシナリオと総合計画の相関図.....          | 9  |
| 3-4 リスクシナリオ別の脆弱性評価と推進方針.....       | 11 |
| <b>第4章 計画の推進及び進捗管理</b> .....       | 28 |
| 4-1 計画の推進及び進捗管理.....               | 28 |
| 4-2 計画の見直し.....                    | 28 |

# 第1章 計画の概要

## 1-1 策定の背景と目的

国において、平成25年に強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）を公布・施行しました。また、平成26年6月には、基本法に基づき国土の強靱化に関する国の計画等の指針となる国土強靱化基本計画（以下「国基本計画」という。）を策定しました。そして直近では令和5年7月に2度目となる国基本計画の改訂を閣議決定しています。

栃木県では平成28年2月に国基本計画との調和を図りながら栃木県国土強靱化地域計画（以下「県地域計画」という。）を策定しました。そして令和7年2月に県地域計画の3度目の改訂が行われています。

市においても、大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らない「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりを推進するため、令和3年3月にさくら市国土強靱化計画（以下「本計画」という。）を策定しました。本計画は、これまでの市の取り組みの進捗状況を反映し、国基本計画、県地域計画との調和を図るため、改訂するものです。

### ■ 国土強靱化とは

大規模自然災害等に備えるため「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策をまちづくり政策、産業政策等を含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進すること。

### ■ 地域防災計画との違い

「防災」とは、基本的には、地震、洪水等の「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」をとりまとめるものであり、本市においては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、さくら市地域防災計画としてリスクごとに計画が策定されています。

一方、国土強靱化は、リスクごとの対処対応をまとめるものではなく、あらゆるリスクを見据えつつ、どんな事態が発生しても最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能、地域社会、地域経済等を事前につくりあげていくものです。

そのため、強靱化の計画は、あらゆるリスクを想定しながら「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定し、最悪の事態をもたらないよう、リスクを減らすために事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチから、強靱な仕組みづくり、国づくり及び地域づくりを平時から持続的に展開する強靱化の取組の方向性・内容を取りまとめたものです。

### ◆ 国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係イメージ

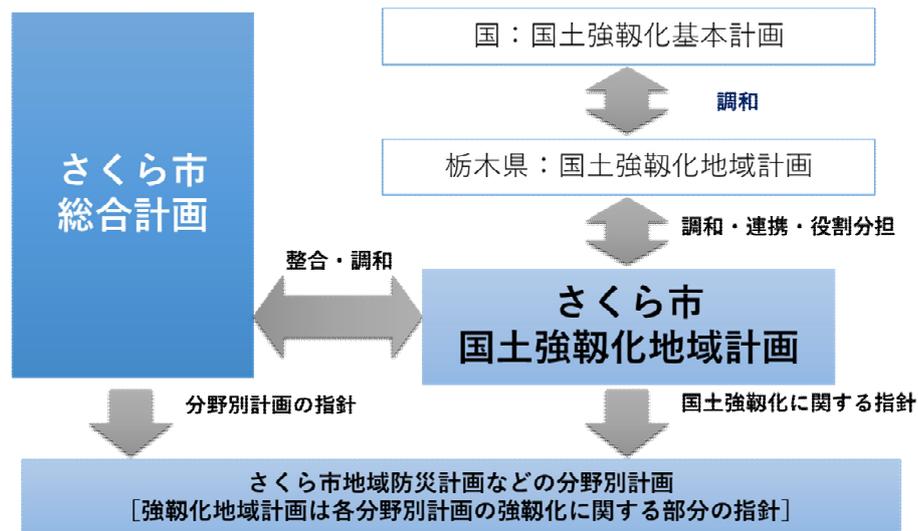
|           | 国土強靱化地域計画                          | 地域防災計画                 |
|-----------|------------------------------------|------------------------|
| 検討アプローチ   | 自然災害全般を想定し<br>地域社会の強靱化             | 災害の種類ごとの発生時の<br>対応力の強化 |
| 対象フェーズ    | 災害発生前                              | 災害発生時・発生後も含む           |
| 施策の設定方法   | 人命保護や被害最小化などを図る<br>ため、最悪の事態を回避する施策 | 予防、応急、復旧等の<br>具体的対策    |
| 施策の重点化・指標 | ○                                  | —                      |

## 1-2 計画の位置づけ

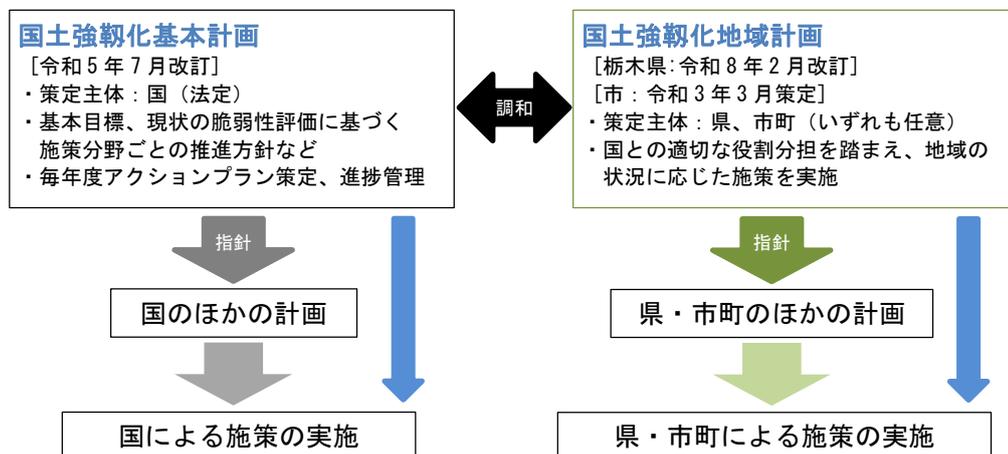
本計画は、基本法第13条に基づき策定する「地域計画」であり、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に実行するための指針となる計画です。

そのため、県地域計画が、本市を包含する県土全域に係る計画であることを踏まえ、同計画との調和を保つとともに、さくら市地域防災計画、市政の基本方針である第3次さくら市総合計画前期基本計画（以下「総合計画」という。）等とも整合・連携を図りながら、国土強靱化に関して、本市における様々な分野の計画等の指針として位置付けます。

### ■ 国土強靱化地域計画と関連計画の位置づけ



### ■ 国土強靱化基本計画と国土強靱化地域計画の関係



#### 【基本法第13条（国土強靱化地域計画）】

都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

#### 【基本法第14条（国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）】

国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

### 1-3 計画の構成

本計画では、本市の災害想定、脆弱性評価及び推進方針を示します。脆弱性低減のために取り組む具体的事業及び改善すべき指標については、別冊の国土強靱化地域計画＜実施計画編＞に記載します。なお、国土強靱化地域計画＜実施計画編＞は、必要に応じて、年次更新を行います。



### 1-4 計画期間

本計画は、総合計画との連動のため、総合計画の計画期間と連動させて策定します。

そのため、総合計画の計画期間と同じく令和8年度から令和12年度までを本計画の計画期間とします。

また、計画期間中においても、社会情勢の変化、施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

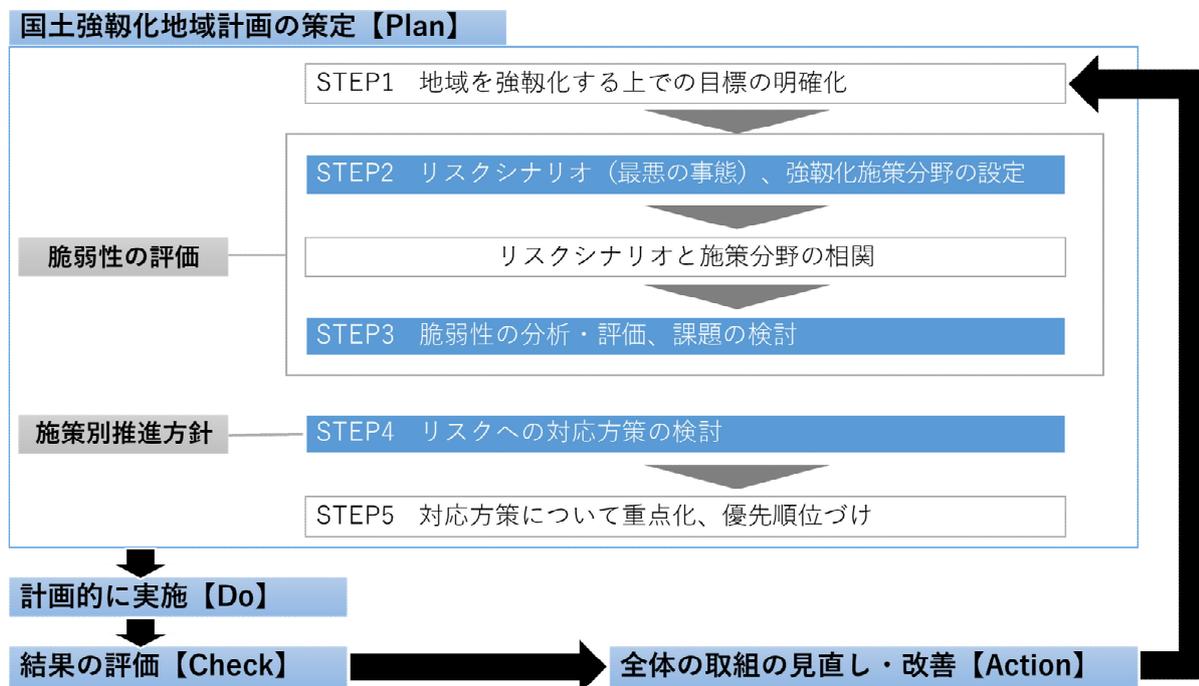
|                         | R3~R7年度（5年間）         | R8~R17年度（10年間） |        |
|-------------------------|----------------------|----------------|--------|
| さくら市総合計画                | 第2次                  | 第3次            |        |
|                         | 後期基本計画               | 前期基本計画         | 後期基本計画 |
| さくら市国土強靱化地域計画           | 第1期                  | 第2期            | 第3期    |
| さくら市国土強靱化地域計画<br>＜実施計画＞ | 必要に応じて、毎年見直し（事業の追加等） |                |        |

## 1-5 計画策定の進め方

強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、地域計画策定に関する国の指針「国土強靱化地域計画ガイドライン」を参考に、以下の手順により策定を行います。

### ■計画策定の手順

- STEP 1 地域を強靱化する上での目標の明確化
- STEP 2 リスクシナリオ（最悪の事態）の設定・強靱化施策分野の設定
- STEP 3 脆弱性の分析・評価、課題の検討
- STEP 4 リスクへの対応方策の検討
- STEP 5 対応方策について重点化・優先順位づけ



## 第2章 本計画の基本的考え方

国基本計画及び県地域計画との整合・調和を図り、国が掲げる4つの「基本目標」と6つの「事前に備えるべき目標」を設定して取り組みます。

### 2-1 基本目標

1. 人命の保護が最大限図られる
2. 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
3. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4. 迅速な復旧・復興

<出典：国土強靱化基本計画（令和5年7月）>

### 2-2 事前に備えるべき目標

- 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- 3 必要不可欠な行政機能を確保する
- 4 経済活動を機能不全に陥らせない
- 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

<出典：国土強靱化基本計画（令和5年7月）>

### 2-3 想定する自然災害

住民生活や経済活動に影響を及ぼすリスクとしては、大規模な事故やテロ等も想定されるが、本計画では、本市における過去の災害被害及び国基本計画・県地域計画を踏まえ、広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害を対象とします。

◇地震

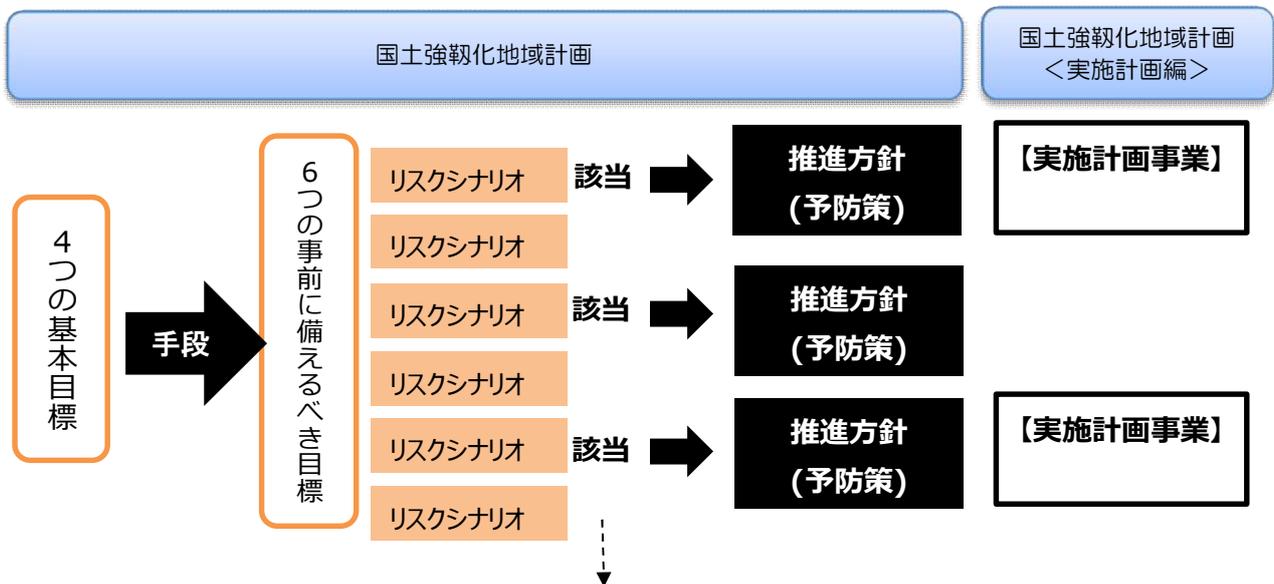
◇風水害（暴風雨、浸水、土砂崩れ）

## 2-4 リスクマネジメントによるアプローチ

事前に備えるべき目標の達成に向けて、**起きてはならない事態**をリスクシナリオ（起きてはならない**最悪の事態**）として設定します。そのリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）について、本市が「該当するか」を明らかにして、**最悪の事態に至らないために事前に取り組むべきことを検討**する、リスクマネジメントのアプローチによる手法で計画を策定します。この手法を、国土強靱化地域計画ガイドラインでは「**脆弱性評価と分析**」と称します。

なお、リスクシナリオに該当する項目、つまり脆弱性があるリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）について、そこで示された最悪の事態を回避・軽減するための推進方針（予防策）を整理します。

ただし、推進方針を定めても、地域・栃木県との調整、財源の確保等の課題により、すべての予防策をただちに実施することは不可能です。そのため、実現可能性と影響度を踏まえた実施計画編（別冊）を別途設定し、取り組みます。また、実施計画は、災害状況及び財源状況を踏まえ、適宜見直しを行います。



リスクシナリオに該当することを「脆弱性」と称する

※本計画は、国が設定したリスクシナリオをベースに、本市に該当するものを基本とした内容で策定します。

## 2-5 総合計画との連携を踏まえた記載方法

本市は、総合計画を基軸とした行政経営に取り組んでいます。そのため、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の回避のための推進方針（予防策）が、総合計画の政策施策体系のどこに該当するかを明確にし、本計画に記載します。

|                      |     | 総合計画での該当分野 |        |          |        |
|----------------------|-----|------------|--------|----------|--------|
|                      |     | 政策 No.     | 施策 No. | 基本事業 No. | 基本事業名称 |
| あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防 | 1-1 | 01         | 01     | 02       | ◎◎の充実  |
|                      |     | 04         | 02     | 01       | ◎◎の推進  |
|                      | 1-2 |            |        |          |        |
| 1-3                  |     |            |        |          |        |

リスクシナリオ1への対応を総合計画のどの基本事業で対応するかを明確にする

# 第3章 脆弱性評価と推進方針

## 3-1 脆弱性評価と推進方針検討のプロセス

国が設定したリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）をベースに、本市に該当するシナリオの選択により設定した項目で脆弱性評価と分析を行い、推進方針（予防策）を検討しました。

国が設定したリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）は、国土全域を想定しています。そのため、基礎自治体である本市に該当しない・権限がないと思われるリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）については、脆弱性評価を行う項目に該当しないと判断し、本計画に記載していません。

なお、脆弱性評価の表記にあたっては、総合計画との関係性を明らかにするために、リスクシナリオごとに該当する総合計画の基本事業を明示しています。

### 1. 脆弱性の評価（「現状」と「課題」）

設定したリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）について

- ①本市の総合計画のどの基本事業に該当しているか
- ②耐震化等の予防策の実践状況・計画の内容を把握  
※事務事業として推進・計画している場合は、該当事業名称及び内容を確認
- ③リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）回避への対応力についての脆弱性を評価



### 2. 推進方針（予防策・対策の方向性）

「脆弱性評価」を踏まえ、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）単位で、取り組むべき推進方針（予防策・対策の方向性）を設定  
※総合計画の基本事業単位で推進方針を記載



### 別冊として整理

### 3. 実施計画（具体的な目標・事業計画）

推進方針（予防策・対策）の進捗状況を把握し、計画的に推進するため、目指すべき努力目標である KPI（重要業績評価指標）を設定  
※KPI の設定・・・ ①総合計画（基本事業）の成果指標  
②事務事業の成果指標

## 3-2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の一覧

| 事前に備えるべき目標                                                                           | さくら市(国)のリスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態) |                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>&lt;目標1&gt;</b><br>あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ                                          | 1-1                            | 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生                                                      |
|                                                                                      | 1-2                            | 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生                                                                       |
|                                                                                      | 1-3                            | 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生                                                                                |
|                                                                                      | 1-4                            | 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む) |
|                                                                                      | 1-5                            | 大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生                                                          |
|                                                                                      | 1-6                            | 火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死者数の発生                                                                             |
|                                                                                      | 1-7                            | 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生                                                                                    |
| <b>&lt;目標2&gt;</b><br>救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ   | 2-1                            | 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足                                                                     |
|                                                                                      | 2-2                            | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺                                                       |
|                                                                                      | 2-3                            | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生                                                      |
|                                                                                      | 2-4                            | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止                                                                 |
|                                                                                      | 2-5                            | 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱                                                                                 |
|                                                                                      | 2-6                            | 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生                                                                                   |
|                                                                                      | 2-7                            | 大規模な自然災害と感染症との同時発生                                                                                     |
| <b>&lt;目標3&gt;</b><br>必要不可欠な行政機能を確保する                                                | 3-1                            | 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱                                                                     |
|                                                                                      | 3-2                            | 首都圏での中央官庁機能の機能不全                                                                                       |
|                                                                                      | 3-3                            | 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下                                                                            |
| <b>&lt;目標4&gt;</b><br>経済活動を機能不全に陥らせない                                                | 4-1                            | サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下                                                          |
|                                                                                      | 4-2                            | コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出                                                          |
|                                                                                      | 4-3                            | 海上輸送の機能停止による海外貿易、複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響                                                             |
|                                                                                      | 4-4                            | 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響                                                                     |
|                                                                                      | 4-5                            | 食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響                                                                      |
|                                                                                      | 4-6                            | 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響                                                                          |
|                                                                                      | 4-7                            | 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下                                                                         |
| <b>&lt;目標5&gt;</b><br>情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる | 5-1                            | テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態             |
|                                                                                      | 5-2                            | 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止                                                                 |
|                                                                                      | 5-3                            | 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止                                                                   |
|                                                                                      | 5-4                            | 上下水道施設の長期間にわたる機能停止                                                                                     |
|                                                                                      | 5-5                            | 太平洋ベルト地帯の幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響                                          |
| <b>&lt;目標6&gt;</b><br>社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する                                | 6-1                            | 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態                                              |
|                                                                                      | 6-2                            | 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態                          |
|                                                                                      | 6-3                            | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態                                                                       |
|                                                                                      | 6-4                            | 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態                                                               |
|                                                                                      | 6-5                            | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失                                                          |
|                                                                                      | 6-6                            | 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響                                                         |

・網掛け部分は、本市での脆弱性評価に該当しない項目

### 3-3 リスクシナリオと総合計画の相関図

リスクシナリオと総合計画の関係を、次のとおり示します。

本市では、総合計画と国土強靱化地域計画の連動を図ることを策定方針としています。そのため、リスクシナリオと総合計画の関係を一覧化します。

| さくら市のリスクシナリオ<br>(起きてはならない最悪の事態) |                                                                                                        | さくら市総合計画での該当分野 |                |                |                  |
|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----------------|----------------|------------------|
|                                 |                                                                                                        | 政策<br>番号       | 施策<br>番号       | 基本<br>事業<br>番号 | 基本事業名称           |
| 1-1                             | 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生                                                      | 1              | 1              | 1              | 幼児教育・保育サービスの充実   |
|                                 |                                                                                                        | 1              | 1              | 2              | こどもの居場所づくり       |
|                                 |                                                                                                        | 1              | 2              | 4              | 安全・安心な教育環境の実現    |
|                                 |                                                                                                        | 1              | 3              | 1              | 学ぶ機会と交流機会の充実     |
|                                 |                                                                                                        | 1              | 3              | 3              | スポーツに取り組む機会の充実   |
|                                 |                                                                                                        | 2              | 1              | 1              | 地域での福祉活動の推進      |
|                                 |                                                                                                        | 2              | 1              | 2              | 障がい者(児)支援の充実     |
|                                 |                                                                                                        | 2              | 1              | 5              | 公営住宅の提供          |
|                                 |                                                                                                        | 2              | 2              | 3              | 介護サービスの適正利用      |
|                                 |                                                                                                        | 3              | 1              | 1              | 持続可能な農業の推進       |
|                                 |                                                                                                        | 3              | 1              | 2              | 農産物の付加価値の向上      |
|                                 |                                                                                                        | 3              | 1              | 4              | 地産地消と食育の推進       |
|                                 |                                                                                                        | 3              | 3              | 2              | 観光資源の充実と施設の適正管理  |
|                                 |                                                                                                        | 4              | 3              | 2              | 地域防災力の強化         |
|                                 |                                                                                                        | 4              | 3              | 5              | 住宅の耐震化促進         |
|                                 |                                                                                                        | 5              | 2              | 3              | 空き家対策の推進         |
|                                 |                                                                                                        | 5              | 2              | 4              | 緑の憩い空間の形成        |
| 6                               | 1                                                                                                      | 4              | 公共施設等マネジメントの推進 |                |                  |
| 6                               | 3                                                                                                      | 2              | 市民活動の活性化       |                |                  |
| 1-4                             | 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む) | 1              | 1              | 1              | 幼児教育・保育サービスの充実   |
|                                 |                                                                                                        | 1              | 2              | 4              | 安全・安心な教育環境の実現    |
|                                 |                                                                                                        | 2              | 3              | 99             | 保健・医療体制の充実と健康づくり |
|                                 |                                                                                                        | 3              | 1              | 1              | 持続可能な農業の推進       |
|                                 |                                                                                                        | 3              | 3              | 2              | 観光資源の充実と施設の適正管理  |
|                                 |                                                                                                        | 4              | 3              | 4              | 土砂災害・浸水対策の整備     |
| 6                               | 1                                                                                                      | 4              | 公共施設等マネジメントの推進 |                |                  |
| 1-5                             | 大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生                                                          | 4              | 3              | 4              | 土砂災害・浸水対策の整備     |

| さくら市のリスクシナリオ<br>(起きてはならない最悪の事態) |                                                                                            | 総合計画での該当分野 |          |                |                     |
|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----------|----------------|---------------------|
|                                 |                                                                                            | 政策<br>番号   | 施策<br>番号 | 基本<br>事業<br>番号 | 基本事業名称              |
| 2-1                             | 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足                                                         | 4          | 3        | 2              | 地域防災力の強化            |
| 2-2                             | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺                                           | 2          | 3        | 4              | 地域医療体制の整備           |
| 2-3                             | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生                                          | 1          | 2        | 4              | 安全・安心な教育環境の実現       |
|                                 |                                                                                            | 4          | 3        | 2              | 地域防災力の強化            |
| 2-4                             | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止                                                     | 4          | 3        | 2              | 地域防災力の強化            |
|                                 |                                                                                            | 5          | 1        | 2              | 安全で快適な道路の整備         |
|                                 |                                                                                            | 5          | 1        | 3              | 道路・橋梁の改良及び長寿命化と維持管理 |
| 2-5                             | 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱                                                                     | 4          | 3        | 2              | 地域防災力の強化            |
| 2-6                             | 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生                                                                       | 4          | 3        | 2              | 地域防災力の強化            |
| 2-7                             | 大規模な自然災害と感染症との同時発生                                                                         | 2          | 3        | 3              | 感染症予防対策の充実          |
|                                 |                                                                                            | 4          | 3        | 2              | 地域防災力の強化            |
| 3-3                             | 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下                                                                | 2          | 1        | 1              | 地域での福祉活動の推進         |
|                                 |                                                                                            | 4          | 3        | 2              | 地域防災力の強化            |
|                                 |                                                                                            | 6          | 1        | 4              | 公共施設等マネジメントの推進      |
| 4-5                             | 食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響                                                          | 3          | 1        | 4              | 地産地消と食育の推進          |
| 4-7                             | 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下                                                             | 3          | 1        | 5              | 森林経営管理の推進           |
| 5-1                             | テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態 | 2          | 1        | 1              | 地域での福祉活動の推進         |
|                                 |                                                                                            | 4          | 3        | 3              | 災害情報の充実             |
|                                 |                                                                                            | 6          | 1        | 3              | 持続可能な財政運営           |
|                                 |                                                                                            | 6          | 1        | 5              | 広報・広聴の充実            |
|                                 |                                                                                            | 6          | 3        | 1              | 地域コミュニティ活動の活性化      |
| 5-4                             | 上下水道施設の長期間にわたる機能停止                                                                         | 5          | 3        | 1              | 管路の維持管理・更新          |
|                                 |                                                                                            | 5          | 3        | 2              | 取水・浄水・配水施設等の維持管理    |
|                                 |                                                                                            | 5          | 3        | 5              | 合併処理浄化槽による汚水処理の推進   |
|                                 |                                                                                            | 5          | 3        | 6              | 汚水処理施設の適正な維持・管理     |
| 5-5                             | 太平洋ベルト地帯の幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響                              | 5          | 1        | 2              | 安全で快適な道路の整備         |
|                                 |                                                                                            | 5          | 1        | 4              | 拠点への移動円滑化の推進        |

| さくら市のリスクシナリオ<br>(起きてはならない最悪の事態) |                                                                               | 総合計画での該当分野 |          |                |                    |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|------------|----------|----------------|--------------------|
|                                 |                                                                               | 政策<br>番号   | 施策<br>番号 | 基本<br>事業<br>番号 | 基本事業名称             |
| 6-1                             | 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態                     | 4          | 3        | 2              | いのちとくらしを守る災害対策     |
| 6-2                             | 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態 | 2          | 1        | 1              | 地域での福祉活動の推進        |
|                                 |                                                                               | 4          | 3        | 2              | 地域防災力の強化           |
| 6-3                             | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態                                              | 4          | 1        | 2              | 循環型社会の実現           |
| 6-4                             | 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態                                      | 4          | 3        | 2              | 地域防災力の強化           |
| 6-5                             | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失                                 | 3          | 3        | 3              | 歴史的文化的資源の保存・継承・利活用 |

## 3-4 リスクシナリオ別の脆弱性評価と推進方針

国及び栃木県が提示したリスクシナリオ（起きてはならない事態）で、本市に該当するもの（国及び栃木県にないリスクシナリオは独自に追加）についての脆弱性評価・分析を行い、推進方針（課題）を明らかにしました。

なお、脆弱性評価の表記にあたっては、総合計画との関係性を明らかにするため、リスクシナリオごとに該当する総合計画の基本事業を明示しています。

### 1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

#### 1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

##### 01 01 01 幼児教育・保育サービスの充実

**【脆弱性評価】** 民間の子育て関連施設には、耐震基準を満たしていない施設、浸水想定区域に設置されている施設、老朽化している防災設備等が残存する場合があります。

**【推進方針】** 各種助成制度等を活用し、施設の耐震化、老朽化した設備の更新等を推進していきます。

##### 01 01 01 幼児教育・保育サービスの充実

##### 01 01 02 こどもの居場所づくり

**【脆弱性評価】** 子育て関係の公共施設（保育園・児童センター・学童保育施設）は、すべて耐震基準を満たしています。

**【推進方針】** 今後、施設の老朽化に伴う改修整備が必要になります。公共施設等総合管理個別計画に基づき、計画的に改修を進めていきます。

##### 01 02 04 安全・安心な教育環境の実現

**【脆弱性評価】** 市立小・中学校の校舎や体育館はすべて耐震基準を満たしていますが、建築後 40 年以上を経過している建物が多く、劣化が進んでいます。  
また、さらなる安全性を確保するために定期的な点検を実施しており、その結果を踏まえて外壁や天井など非構造部材の耐震対策も行っています。しかし、バスケットゴールの落下防止措置など、一部では耐震対策が行われていない箇所も残っています。

**【推進方針】** 長寿命化計画に基づき、市立小・中学校施設の長寿命化改良や予防改修を行い、施設の長寿命化を図っていきます。  
また、非構造部材を含めた耐震対策を早急に行います。  
なお、各事業を実施する際は、下記の補助事業を活用することとします。

##### 【学校施設環境改善交付金】

1. 長寿命化改良事業（長寿命化）※校舎・屋内運動場等  
対象校：氏家小学校、上松山小学校、南小学校、氏家中学校
2. 長寿命化改良事業（予防改修）  
対象校：押上小学校（屋内運動場）

### 01 03 01 学ぶ機会と交流機会の充実

【脆弱性評価】 市公民館・市図書館は、すべて耐震基準を満たしています。ただし、喜連川公民館は、土砂災害警戒区域内に設置されています。

【推進方針】 土砂災害防止工事は、栃木県の所管であるため、安全確保のための工事を速やかに実施するよう、栃木県に要望していきます。

### 01 03 03 スポーツに取り組む機会の充実

【脆弱性評価】 社会体育施設の耐震化率は42.8%です。  
避難所として指定されている河戸体育館・穂積体育館・喜連川高校跡地体育館は、耐震基準を満たしていませんので、その対策が求められています。

【推進方針】 避難所として活用している体育館の耐震化は、公共施設等総合管理個別計画に基づいて進めていきます。

### 02 01 01 地域での福祉活動の推進

【脆弱性評価】 氏家福祉センターは、耐震基準を満たしている施設です。

【推進方針】 氏家福祉センターの劣化状況調査を行い、公共施設等総合管理計画個別計画と連動した施設改修・更新を進めていきます。

### 02 01 02 障がい者（児）支援の充実

【脆弱性評価】 民間の障がい者福祉施設には、耐震基準を満たしていない施設、倒壊の危険性のあるブロック塀、老朽化している防災設備等が残存する場合があります。

【推進方針】 各種助成制度等を活用し、施設の耐震化、ブロック塀の除却、老朽化した防災設備等の更新を推進していきます。

### 02 01 05 公営住宅の提供

【脆弱性評価】 現在、入居者を募集している市営住宅は、すべて耐震基準を満たしています。今後は、既存ストックの有効活用を図るため、公営住宅の長寿命化を推進する必要があります。

【推進方針】 さくら市公営住宅長寿命化計画に基づき、住宅の建替え・修繕・廃止を着実に推進します。

### 02 02 03 介護サービスの適正利用

【脆弱性評価】 民間の高齢者施設には、耐震基準を満たしていない施設、倒壊の危険性のあるブロック塀、老朽化している防災設備等が残存する場合があります。

【推進方針】 各種助成制度等を活用し、施設の耐震化、ブロック塀の除却、老朽化した防災設備等の更新を推進していきます。

### 03 01 01 持続可能な農業の推進

【脆弱性評価】 女性アグリセンターは、避難所に指定されていますが、耐震基準を満たしていない施設です。

【推進方針】 女性アグリセンターは、当面は利用を継続しますが、建築後45年が経過し、施設の老朽化から廃止も含めた今後の在り方を検討していきます。

### 03 01 02 農産物の付加価値の向上

【脆弱性評価】 喜連川農産物加工センターは耐震基準を満たしていない施設です。農産物加工センターアグリ館は、耐震基準を満たしている施設です。

【推進方針】 喜連川農産物加工センターは、当面は利用を継続しますが、建築後 55 年が経過し、施設の老朽化から廃止も含めた今後の在り方を検討していきます。農産物加工センターアグリ館は、施設の維持管理を適切に行うことで長寿命化を図ります。

### 03 01 04 地産地消と食育の推進

【脆弱性評価】 氏家地区農産物直売所（菜っ葉館）は、耐震基準を満たしている施設です。

【推進方針】 施設の維持管理を定期的に行うことで長寿命化を図ります。

### 03 03 02 観光資源の充実と施設の適正管理

【脆弱性評価】 和い話し広場は、大正時代に建築された施設であり、耐震基準を満たしていない施設です。なお、本施設は、市有施設ですが、公共施設ではありません。

【推進方針】 登録文化財（建造物）申請のうえ、耐震診断を実施し、長寿命化の方向性を検討します。

### 04 03 02 地域防災力の強化

【脆弱性評価】 消防団詰所は、すべて耐震基準を満たしています。

【推進方針】 施設の維持管理を定期的に行うことで長寿命化を図ります。

### 04 03 05 住宅の耐震化促進

【脆弱性評価】 防災上重要な施設における耐震化の更なる推進を図る必要があります。人的被害の軽減に向け、住宅、ブロック塀の耐震化を進める必要があります。耐震化に向け、住民のさらなる周知や耐震化に取り組むための動機付けを進める必要があります。

【推進方針】 不特定多数の者が利用する建築物等については、地震等により損壊・倒壊した場合の影響が非常に大きくなるため、すべての建築物の耐震化を目指した取り組みを推進します。住宅の耐震化やブロック塀の転落防止等の対策による被害の抑制に向け、国の制度を活用した支援や・活用の啓発より民間建築物の耐震化を一層促進します。

### 05 02 03 空き家対策の推進

【脆弱性評価】 適正な管理がされていない空家及び空地を把握し、適切に管理・指導等を行う必要があります。

【推進方針】 災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、「さくら市空き家等対策計画」に基づき管理不十分な空き家等について、関係機関と連携し、適切な管理の促進と空き家対策を推進します。

## 05 02 04 緑の憩い空間の形成

**【脆弱性評価】** 災害発生時の避難場所となる公園については、維持管理等を考慮し公園の長寿命化を図るため、計画的な施設更新を行う必要があります。  
総合公園は広域防災拠点であり、都市公園は災害時の防災拠点としての役割を担います。また、災害時の避難場所に位置付けられていることから、施設の機能の維持・強化を図る必要があります。

**【推進方針】** 災害時に避難場所となる公園については、定期点検、日常点検を実施し、損傷・劣化状況等を把握に努め、施設の長寿命化を図ります。  
災害時における防災拠点として、また、避難場所として多くの避難者を受け入れる重要な施設であることから、施設の防災機能の充実等の防災・減災対策の充実に努めます。

## 06 01 04 公共施設等マネジメントの推進

**【脆弱性評価】** さくら市の公共施設の耐震化率は88.0%(令和8年4月1日現在)です。  
市役所本庁舎・第2庁舎、喜連川支所及び卯の里庁舎は、耐震基準を満たしている施設です。  
氏家駅東口公衆トイレ・氏家駅西口公衆トイレ・石町駐車場トイレは、耐震基準を満たしている施設です。  
旧喜連川高校は、避難所に指定された施設ですが、その校舎・講堂は、耐震基準を満たしていません。  
旧河戸小学校の校舎は、耐震基準を満たさない施設です。  
現在は、公共施設ではない普通財産ですが、その一部を市民等が利用しています。

**【推進方針】** 公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に施設の耐震化を進めていきます。  
公共施設を長期的に維持するため、計画的な修繕を実施する必要があります。  
旧喜連川高校の校舎・講堂は、取壊しを基本とするとともに、それまでの期間は、文書等の保管施設、避難物資の保管場所等として活用します。また、避難所である体育館だけで避難者の受け入れが困難になった場合は、その補完施設として活用します。  
「さくら市建築物耐震改修促進計画」に基づき、防災上重要な市有建築物の耐震化を推進します。  
旧河戸小学校の利活用方針が決定するまでは、施設の有効活用の観点から、市民等の利用を受け入れます。  
ただし、利用する市民等に対し、安全性、利用に関する責任等の説明責任を果たします。

## 06 03 02 市民活動の活性化

**【脆弱性評価】** 市民活動センターは耐震化されていない施設です。

**【推進方針】** 施設の有効活用の観点から、当面は、利用を継続しますが、施設の移転又は耐震化を行うかを検討します。  
また、利用者の安全を確保するため、避難誘導訓練、避難サインの掲示等を行います。

## 1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

## 1-3 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生

上記2分野については、現在、本計画で脆弱性評価に該当する施策はありません。

## 1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 (ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)

### 01 01 01 幼児教育・保育サービスの充実

【脆弱性評価】 避難所に指定されている保育園のうち、あおぞら保育園は3.0m～5.0mの、わくわく保育園は0.5m未満の浸水が想定されます。  
また、氏家児童センターは0.5m未満の、喜連川児童センターは3.0m～5.0mの浸水が想定されます。

▼  
【推進方針】 浸水が想定されるあおぞら保育園・わくわく保育園は、風水害の発生時は、避難所として活用せず、避難者を他の避難所に誘導します。  
児童センターは、利用者が垂直避難できるよう検討をします。  
また、児童・利用者が施設内で孤立することがないように、休園・休館の決定を的確に行い、保護者メールの活用等により、その周知を徹底します。

### 01 02 04 安全・安心な教育環境の実現

【脆弱性評価】 氏家小学校は0.5m未満の、喜連川小学校は0.5m～3.0mの浸水が想定されます。それ以外の市立小・中学校は、浸水想定区域外に立地しています。

▼  
【推進方針】 児童・生徒を対象に防災ハザードマップの周知徹底と防災訓練の定期的な実施を行います。

### 02 03 99 施策の総合推進（保健・医療体制の充実と健康づくり）

【脆弱性評価】 避難所に指定されている氏家保健センター・喜連川保健センターは、それぞれ0.5m未満の浸水が想定されます。

▼  
【推進方針】 止水板を設置し、避難所としての機能・安全性の確保を図ります。

### 03 01 01 持続可能な農業の推進

【脆弱性評価】 農業用ため池の決壊による人的被害が想定される「防災重点農業用ため池」に7箇所のため池が指定されています。

▼  
【推進方針】 ため池等ハザードマップを広報紙・ホームページで周知を図ります。  
「防災重点農業用ため池」に指定された7カ所のため池については、緊急防災工事計画に基づき工事を実施していきます。  
「ため池施設長寿命化計画」に基づき、適切な維持管理を実施していきます。

### 03 03 02 観光資源の充実と施設の適正管理

【脆弱性評価】 第1温泉浴場（もとゆ温泉）は0.5m～3.0mの、道の駅きつれがわは家屋倒壊の可能性のある浸水が想定されます。

▼  
【推進方針】 高床化、止水版の設置等浸水対策を検討していきます。

#### 04 03 04 土砂災害・浸水対策の整備

- 【脆弱性評価】 道路における雨水排水対策として側溝の新設・改修及び卯の里ふれあいアンダー排水ポンプの維持・管理を行っていますが、道路排水の放流先が五行川等の河川となっているため、市街地の浸水を防ぐためには河川の治水対策・農業用水の流入対策が必要不可欠となっています。
- 浸水区域を把握し、災害に対する備えを充実させるため、全市民にハザードマップを配布しています。

- ▼
- 【推進方針】 雨水排水の放流先である河川の治水対策について、河川管理者である国・栃木県に要望活動を行い、着実な整備の実現に努めます。
- また、農業用水の流入対策について、大雨時に発生する市街地の内水を適切に排水するため、農業用水の流入を極力抑えられるよう堰等の改修を検討します。
- 適切な避難行動が行えるよう、ハザードマップによる避難場所の確認・有事の際に活用できるような避難訓練の実施を行う市民を増やしていきます。

#### 06 01 04 公共施設等マネジメントの推進

- 【脆弱性評価】 市役所本庁舎・第2庁舎及び卯の里庁舎は、0.5m～3.0mの浸水が想定されます。避難所に指定されている鷲宿体育館と、その同一敷地内にある旧鷲宿小学校は0.5m～3.0mの浸水が想定されます。

- ▼
- 【推進方針】 市役所庁舎が浸水した場合においても2階より上のフロアで業務を継続できるよう、72時間の自動稼働が可能な非常電源を令和2年度に整備し、運用しています。また、洪水発生時には、土嚢や止水板でサーバー室の浸水対策をします。
- 鷲宿体育館は、風水害の発生時は、避難場所として活用せず、避難者を他の避難所に誘導します。

### 1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生

#### 04 03 04 土砂災害・浸水対策の整備

- 【脆弱性評価】 住民に著しい危害が生じる恐れがある土砂災害特別警戒区域は市内に84箇所あります。土砂災害警戒区域を把握し、災害に対する備えを充実させるため、全市民にハザードマップを配布しています。

- ▼
- 【推進方針】 土砂災害防止工事は栃木県の所管であるため、栃木県に要望し、着実な整備を行っていきます。
- 適切な避難行動が行えるよう、ハザードマップによる避難場所の確認・有事の際に活用できるような避難訓練の実施を行う市民を増やしていきます。

### 1-6 火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死者数の発生

### 1-7 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

上記2分野については、現在、本計画で脆弱性評価に該当する施策はありません。

## 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

### 2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

#### 04 03 02 地域防災力の強化

【脆弱性評価】 消防・救急の資機材は、塩谷広域行政組合消防本部・市内消防団が策定した更新計画に基づき、老朽化したものを更新しています。  
地域の消防活動を支える消防団員の加入率は95.3%（令和7年4月1日現在）です。

【推進方針】 塩谷広域行政組合消防本部・市の消防団の資機材は、引き続き、更新を推進します。  
消防団員の高齢化が進んでいるため、新入団員の確保のための取組を行います。

### 2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

#### 02 03 04 地域医療体制の整備

【脆弱性評価】 災害時の医療体制の状況把握は、氏家保健センター（塩谷郡市医師会事務局併設）を拠点に行います。しかし、同センターには非常用電源がないため、停電時の対応が難しい状況です。  
また、風水害の発生時は、同センターが浸水想定区域内にあるため、機能の維持が難しくなります。

【推進方針】 地震の発生時は、氏家保健センターで医療体制の状況把握に努めるものとし、そのための非常用電源設備の整備を検討します。  
風水害の発生時は、災害対策本部が設置される市役所庁舎に機能を移転します。

### 2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

#### 01 02 04 安全・安心な教育環境の実現

【脆弱性評価】 市立小・中学校のすべてが避難所に指定されていますが、学校内のトイレの洋式化率は約8割、LED化率は約5割、多目的トイレ・スロープ設置率は約9割です。  
また、各学校の校舎・体育館の空調設備は整備済みですが、校舎の空調設備の一部は更新時期を迎えており、体育館については断熱性能が低いため、今後の避難所を開設した場合の避難者の健康管理に課題が残ります。

【推進方針】 避難所の防災機能を強化するため、学校内のトイレを洋式化し、LEDの改修や多目的トイレ、スロープの設置などを進めていきます。  
また、校舎の空調設備の更新や体育館の断熱工事についても検討していきます。  
なお、各事業を実施する際には、下記の補助事業を活用することとします。

##### 【学校施設環境改善交付金】

1. 大規模改造（内部環境改善）  
対象校：上松山小学校、南小学校、喜連川小学校
2. 大規模改造（バリアフリー化等施設整備工事）  
対象校：喜連川中学校

#### 04 03 02 地域防災力の強化

【脆弱性評価】 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等、特別なケアを必要とする方を対象にした福祉避難所の開設について、9箇所の社会福祉施設と協定を締結しています。

▼  
【推進方針】 開設場所を市有施設とし、協定を締結している社会福祉施設から運営人員を派遣する等の方法により、福祉避難所の開設・運営を図ります。

### 2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

#### 04 03 02 地域防災力の強化

【脆弱性評価】 災害時の食糧・飲料水等の備蓄品は、東日本大震災の実績から設定した996人×3食×2の数を確保しています。  
また、市内外のスーパー、ドラッグストア等と物資提供協定を締結しています。  
避難所のうち9箇所には太陽光による蓄電システムが装備されていますが、それ以外の22箇所では非常時電源が未整備です。  
なお、自主防災組織による非常用発電機の購入を推奨しています。

▼  
【推進方針】 備蓄品の食糧には消費期限があるため、定期的買い替え、常に備蓄率100%を維持します。  
非常用電源未整備の避難所への電力供給は、自主防災組織が所有する非常用発電機を活用します。  
また、災害協定に基づく電源装置のリース・地域のガソリンスタンドからの燃料提供によりエネルギーを確保します。

#### 05 01 02 安全で快適な道路の整備

【脆弱性評価】 拠点間をつなぐ幹線市道（市道U1-10号、市道K1010号等）には狭隘な区間があるため、円滑な避難、避難物資供給等を阻害する可能性があります。  
市街地の道路においては、電柱等の道路占用物件が多数設置された路線があるため、道路占用物件の倒壊による通行不能区間の発生が懸念されています。

▼  
【推進方針】 避難、避難物資供給等の円滑性を確保するため、道路の拡幅を行い、狭隘箇所の解消を図ります。  
建物が密集する市街地においては、道路占用物件の倒壊による通行不能区間の発生が救助・救急・医療活動を阻害することがないように、電柱地中化等の対策を検討します。

#### 05 01 03 道路・橋梁の改良及び長寿命化と維持管理

【脆弱性評価】 さくら市舗装長寿命化計画・さくら市橋梁長寿命化計画に基づき、5年に1回のサイクルで道路・橋梁の点検を実施し、その結果に基づいた修繕を実施する必要があります。  
橋梁について、市内に「レベルⅣ（緊急措置段階）」のものはないものの「レベルⅢ（早期措置段階）」の橋梁が3橋あります（令和7年11月1日現在）。

▼  
【推進方針】 道路・橋梁の適切な予防保全のため、長寿命化計画に基づき、計画的な修繕を行います。

## 2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

### 04 03 02 地域防災力の強化

【脆弱性評価】 帰宅困難者になる恐れがある市外からの通勤、通学者等に向け、避難所看板の設置、ホームページに掲載するWEBハザードマップの周知等を行っています。  
備蓄品の数は、一定の帰宅困難者が発生することを想定しています。

▼  
【推進方針】 一定の帰宅困難者の発生を想定し、備蓄品の確保を継続するとともに、民間宿泊施設との協定等による避難所の確保を検討します。

## 2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

### 04 03 02 地域防災力の強化

【脆弱性評価】 食糧、飲料水等の備蓄品は、備蓄計画に基づき確保し、市内の備蓄倉庫1箇所集中保管を行っています。

▼  
【推進方針】 備蓄計画に基づき、食糧、飲料水等の備蓄品を確保していきます。  
現在の備蓄倉庫は、災害の状況によっては孤立する可能性があるため、市内各所での分散保管の検討を進めていきます。

## 2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生

### 02 03 03 感染症予防対策の充実

【脆弱性評価】 新型インフルエンザ等の予防・感染拡大防止のための消毒液、マスク等を備蓄し、的確な防疫活動を行うことで被災者の心身の健康を保持することが求められています。

▼  
【推進方針】 大規模災害が発災した場合を想定し、備蓄量の数の見直しを行います。  
また、関係機関等と連携し、迅速に防疫活動が行えるよう、体制の整備を行うとともに、市民による防疫・保健活動について、普及啓発を行います。

### 04 03 02 地域防災力の強化

【脆弱性評価】 避難所でのより良好な生活環境を確保するため、随時、避難所運営マニュアルを見直し、プライバシーを確保するためのパーティション等の備品を用意します。

▼  
【推進方針】 避難所運営マニュアルの見直し後、職員にその内容を適切に周知し、感染予防対策を踏まえた避難所運営を行えるようにします。  
また、そのための備蓄品の適正な充足を図ります。

### 3. 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

#### 3-2 首都圏での中央官庁機能の機能不全

上記2分野については、現在、本計画で脆弱性評価に該当する施策はありません。

#### 3-3 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

##### 02 01 01 地域での福祉活動の推進

【脆弱性評価】 災害ボランティアセンターの設置を予定している喜連川社会福祉センターは、2.0mの浸水が想定されます。

▼  
【推進方針】 喜連川社会福祉センターが浸水した場合は、同センター以外の場所での災害ボランティアセンターの設置を検討します。

##### 04 03 02 地域防災力の強化

【脆弱性評価】 職員の参集方法等は、災害時職員初動マニュアルによって定めています。令和2年度に職員参集メールシステムによる参集可能時間のシミュレーションを行い、初動体制の見直しを行いました。

また、防災対策本部が十分に機能するための広さ・電源を有する会議室等の確保が難しい状況にあります。

令和6年度に市役所の業務継続計画（BCP）を変更し、優先業務の位置づけを完了しています。

▼  
【推進方針】 被害の程度によっては市外・県外在職員の参集が見込めないため、会計年度職員の参集を検討します。

避難所の設営・運営を経験する職員を増やし、不測の事態でも円滑に避難者の受入れが行えるように体制を強化します。

また、防災対策本部に参集する人員等を踏まえ、庁内での設置場所の見直しを検討します。

市役所の業務継続計画（BCP）の定期的な見直しの実施及び地震・洪水の発生を想定した訓練の実施を検討します。

##### 06 01 04 公共施設等マネジメントの推進

【脆弱性評価】 市役所の業務継続計画（BCP）を令和6年度に改定しています。市役所本庁舎・第2庁舎及び卯の里庁舎は0.5m～3.0mの浸水が想定されます。サーバー室が浸水した場合、各種業務、証明書発行等に支障をきたす恐れがあります。

▼  
【推進方針】 洪水発生時には、土嚢や止水板でサーバー室の浸水対策をします。

## 4. 経済活動を機能不全に陥らせない

- 4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下
- 4-2 コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
- 4-3 海上輸送の機能停止による海外貿易、複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響
- 4-4 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響

上記4分野については、現在、本計画で脆弱性評価に該当する施策はありません。

### 4-5 食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

#### 03 01 04 地産地消と食育の推進

【脆弱性評価】 野菜、果実等の集荷場が市内に点在しており、災害発生時の物流拠点がない状況です。

【推進方針】 災害時においても野菜・果物の安定供給を確保するため、耐震基準を満たした新設集荷場の整備を進めていきます。

### 4-6 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

現在、本計画で脆弱性評価に該当する施策はありません。

### 4-7 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

#### 03 01 05 森林経営管理の推進

【脆弱性評価】 有害鳥獣駆除のための鳥獣侵入防護柵・罠の設置、猟友会による駆除等の対策を講じています。

【推進方針】 農作物被害の減少を図り、住民要望に応えるため、猟友会と連携して鳥獣侵入防護柵・罠の設置を進めていきます。

## 5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

### 5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

#### 02 01 01 地域での福祉活動の推進

【脆弱性評価】 見守り福祉ネットワークにおいて、避難行動要支援者の災害時の支援を行うための緊急連絡先を登録しています。

【推進方針】 避難行動要支援者に確実に伝達するため、緊急連絡先の定期的な確認を行い、最新の状態を維持できるよう、名簿を更新していきます。

#### 04 03 03 地域防災力の強化

【脆弱性評価】 防災情報配信システム屋外スピーカーの音達区域以外の住民に対し、戸別受信機を無償で貸与しています。

また、災害情報の多様な入手手段として、市のホームページ、SNS、防災アプリ、防災メール等の活用が求められています。

防災メールのシステムを活用することにより、災害時の避難行動要支援者への情報配信の仕組みを令和2年度から改善しています。

【推進方針】 防災情報配信システムの戸別受信機を貸与するほか、市が複数用意している災害情報ツールの認知率の向上を図り、避難の遅延を防ぎます。

また、浸水想定区域内の避難所に誤って避難しないよう、案内時に的確な避難所を告知し、誘導します。

避難行動時の要支援者に確実に情報が伝達され、避難が迅速に行われるよう、改善した情報配信の利用の登録を促進します。

想定する最大浸水深の被害が発生した場合は、電気基盤の浸水により防災情報配信システムが機能不全になる恐れがあるため、設備の更新を検討します。

#### 06 01 03 持続可能な財政運営

【脆弱性評価】 指定管理者が管理する公共施設が複数ありますが、その多くにおいて、毎年の避難訓練の実施等が仕様書等に明記されておらず、災害時の避難の遅延・市との連携不足が発生する可能性があります。

【推進方針】 今後、指定管理者を募集する場合は、仕様書等に毎年度の避難・防災訓練の実施を明記すると共に、現在、指定管理者となっている施設とは、平常時から連絡を密にし、災害時に連携を取れるようにします。

#### 06 01 05 広報・広聴の充実

【脆弱性評価】 平時の主な広報活動としてはインターネットを使ったホームページ、SNS、防災情報配信システム等がありますが、災害時には通信インフラ障害によりインターネットが使えない可能性があります。

【推進方針】 テレビのデータ放送、広報車（市公用車、緊急車両）、消防団員、行政区の自主防災組織等の物理的な手段や地域に根ざした仕組みを活用して情報の収集・伝達を行います。

## 06 03 01 地域コミュニティ活動の活性化

【脆弱性評価】 行政区（自治会）における自主防災組織の組織率は64%（令和7年11月1日現在）です。

▼  
【推進方針】 全行政区（自治会）で自主防災組織が設立され、多くの市民が参画した防災訓練等を定期的に実施できるように努めます。

### 5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

### 5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

上記2分野については、現在、本計画で脆弱性評価に該当する施策はありません。

### 5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

## 05 03 01 管路の維持管理・更新

【脆弱性評価】 上水道システムの急所施設（その機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設）や避難施設、病院等の重要施設に接続する管路の一部に、耐震基準を満たしていないものがあります。

なお、浄水場等の水道施設・市域全体の基幹管路の耐震化率は約36%です。

▼  
【推進方針】 水道水の安定供給を継続するため、水道企業会計の収支を踏まえつつ、「さくら市上下水道耐震化計画」に基づき、水道施設・管路の耐震化・更新を計画的に進めていきます。

## 05 03 02 取水・浄水・配水施設等の維持管理

【脆弱性評価】 市内5箇所の浄水場のうち3箇所で浸水が想定されます。浸水が発生した場合は、浄水機能が不全になる可能性があります。

▼  
【推進方針】 浸水の可能性がある3箇所の浄水場の被害を想定し、必要に応じた整備を検討していきます。

## 05 03 05 合併処理浄化槽による汚水処理の推進

【脆弱性評価】 単独浄化槽・汲取り槽は、汚水処理能力が低いため、災害時に衛生的な問題が発生する可能性があります。

▼  
【推進方針】 老朽化した単独浄化槽・汲取り槽を災害に強い合併浄化槽・公共下水道へ転換するよう、市民に促していきます。

## 05 03 06 汚水処理施設の適正な維持・管理

- 【脆弱性評価】** 汚水処理施設は老朽化により故障を頻発している設備機器があります。また、一部に耐震基準を満たしていない箇所があります。
- 管路は、耐用年数を超過していませんが、今後年数の経過とともにたるみやクラックなどの不具合が発生する恐れがあります。また、一部に最新の耐震基準を満たしていないものがあります。
- マンホールポンプに非常用発電設備が設置されておらず、停電時に汚水がマンホールから溢水するリスクがあります。

- 【推進方針】** 下水道事業はストックマネジメント計画に基づき、農業集落排水事業は最適整備構想・維持管理適正化計画に基づき計画的に施設や管路の耐震化・設備の更新等を進めるとともに、点検調査を実施し予防的修繕に努めます。
- ポンプに関しては非常用発電設備の設置・可搬式発電設備の設置・電動車両（EV/PHEV）の活用などの整備を進めていきます。

## 5-5 太平洋ベルト地帯の幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

### 05 01 02 安全で快適な道路の整備

- 【脆弱性評価】** 市街地における狭隘な道路については、沿道の建物倒壊により、通行不能区間が発生する可能性があります。
- 山間部の道路については、法面の崩落による通行不能区間の発生が懸念されています。

- 【推進方針】** 建物が密集する市街地においては、沿道の建物崩壊による通行不能区間の発生が救助・救急、医療活動等を阻害することがないように、狭隘道路の拡幅整備を検討します。
- 避難、避難物資供給等の円滑性を確保するため、山間部における道路法面等の崩壊対策を検討します。

### 05 01 04 拠点への移動円滑化の推進

- 【脆弱性評価】** 東北縦貫自動車道への接続多様性が低いため、大規模災害等の発生時には、広域防災拠点であるさくら市総合公園までの道路が占用物件等の倒壊により通行不能になる可能性があります。
- これにより、復旧復興に必要な人材や物資の調達が難航し、復興が大幅に遅れる恐れがあります。

- 【推進方針】** 東北縦貫自動車道への接続多様性を向上させるため、スマートインターチェンジの新設を検討します。

## 6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

#### 04 03 02 地域防災力の強化

【脆弱性評価】 事前復興ビジョンは策定していませんが、さくら市地域防災計画において、被災した際の復旧・復興の考え方を示しています。

【推進方針】 地域防災計画の定期的な改訂を行うとともに、必要になった場合に速やかに復興計画を策定できるよう、国土交通省「事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン」を参考に、可能性の高い災害の想定や、基礎データの整備・保全を進めます。

### 6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

#### 02 01 01 地域での福祉活動の推進

【脆弱性評価】 災害ボランティアセンターの開設は、さくら市社会福祉協議会が所管します。  
災害ボランティアセンターの運営方針・マニュアルの策定は、平成26年度に完了していますが、さくら市では1度しか開設の経験がないため、円滑な運営において課題があります。

【推進方針】 さくら市社会福祉協議会災害担当理事が中心となり、災害ボランティアセンターに関する基本事項を見直し、関係機関と協働しながら災害ボランティアセンターの強化に向けて取り組んでいくほか、災害ボランティアセンターの開設訓練によりシミュレーションを行っていきます。  
また、栃木県が主催する研修等に参加し、他自治体の運営事例を学んでいきます。

#### 04 03 02 地域防災力の強化

【脆弱性評価】 災害発生時の住宅の危険度判定は判定士の資格を有する市職員（5人程度）が、被害認定調査は、税務担当の市職員等が担当しています。  
多大な被害が発生した場合は、判定士等の不足により、復興復旧が遅れる恐れがあります。

【推進方針】 経験を有する市職員の活用に加え、市内業者との協定により判定士・調査員を確保し、迅速な調査終了体制の構築を図ります。

### 6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

#### 04 01 02 循環型社会の実現

##### 【脆弱性評価】

平成 29 年度に策定された災害廃棄物処理計画では、風水害の対策が想定されていないため、計画の見直しが必要です。  
また、災害廃棄物の仮置場が事前に設定されていない状況です。  
エコパークしおやが浸水想定区域内にあるため、風水害が発生した場合は、利用できない可能性があります。

##### 【推進方針】

災害廃棄物の仮置場の事前の確保（場所の特定）・住民への周知を行います。  
また、仮置場を運用するための作業員及び重機・運搬の事業者の確保のための協定等の締結を検討します。  
エコパークしおやが利用できなくなった場合の対応策を検討します。

### 6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

#### 04 03 02 地域防災力の強化

##### 【脆弱性評価】

応急仮設住宅の設営の方針・建設候補地が設定されていない状況です。

##### 【推進方針】

応急仮設住宅の設営の方針の策定・建設候補地の選定を検討します。

### 6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

#### 03 03 03 歴史的文化的資源の保存・継承・利活用

##### 【脆弱性評価】

さくら市ミュージアム—荒井寛方記念館—は、耐震基準を満たしている施設です。  
館内には自動火災報知設備、消火器、ハロン消火設備等が設置されています。  
空調の常時運転により、収蔵庫内の気温・湿度の変動を抑制し、夜間機械警備も実施しています。  
栃木県指定文化財の木造不動明王坐像は、耐火性の専用収蔵庫で保管されています。  
市内の文化財のうち家屋等（堂原地蔵堂を除く）は、住宅火災報知器、消火器等が整備され、夜間は機械警備で防災に対応しています。  
瀧澤家住宅の蔵座敷及び木塀の老朽化が進んでいます。  
勝山城本丸跡は、一部の整備は行われているものの、大手橋が老朽化しているため、更新の必要があります。  
土塁、堀等は地震等で崩落する可能性があります。

##### 【推進方針】

令和元年度に策定した長寿命化計画に基づき、定期的な改修を行っていきます。  
大規模な災害の発生により、長期的な停電が発生した場合は、展示物を収蔵庫へ移動させ、毀損しないように処置します。  
建物、遺跡、天然記念物等の継続的な維持管理が必要なため、具体的な修繕・整備計画の策定を検討します。  
瀧澤家住宅の蔵座敷・木塀の修繕及び敷地整備が必要です。  
勝山城本丸跡の橋をはじめとする継続した維持管理・更新が必要です。

## 第4章 計画の推進及び進捗管理

### 4-1 計画の推進及び進捗管理

本計画に位置付けられた取組は、本市全体の強靱化に関するものであり、特にさくら市地域防災計画と整合性を保ちながら、総合的かつ効果的な防災・減災対策に資することができるよう、総合計画や分野別計画と連携し、計画的かつ着実に推進していきます。

また、本計画の進行管理は、PDCAサイクルにより、毎年度、各取組の進捗状況の検証を行います。なお、進行管理にあたっては、本市が導入している行政評価の仕組みと連動して市民への説明責任を果たします。

|             | 国土強靱化地域計画                                                           |                                                                                      | 総合計画                                                                       |
|-------------|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 計画 (Plan)   | ① リスクシナリオ単位での<br>推進方針の設定                                            |    | 基本事業及びその成果指標と<br>国土強靱化地域計画との連動                                             |
| 実施 (Do)     | 各事務事業の実施                                                            |                                                                                      |                                                                            |
| 評価 (Check)  | ① リスクシナリオの脆弱性の状況<br>及び推進方針の進捗を確認<br>② 実施計画の KPI を<br>「把握」「公開（説明責任）」 |   | 総合計画の成果指標状況公開<br>(まちづくり報告書)において、<br>国土強靱化地域計画の KPI である<br>ことを表示<br>行政評価の実施 |
| 改善 (Action) | ① 実施計画事業の進め方<br>見直し、事業の追加・削除の<br>実施                                 |  | 行政評価に基づく改善を実施                                                              |

### 4-2 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化や、国、栃木県等の国土強靱化に関する施策の進捗状況等を考慮しつつ、適宜見直しを行うことを検討します。

# さくら市国土強靱化地域計画

令和8年3月

---

発 行 さくら市

企画・編集 総合政策部 総合政策課

〒329-1392  
栃木県さくら市氏家 2771  
TEL 028-681-1113